

雲南市加茂文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則

雲南市加茂文化ホール条例施行規則（平成21年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。別表を次のとおり改める。

別表（第7条関係）

設備器具利用料

施設名	設備器具の種類		単価（円）
大ホール	舞台関係	音響反射板	3,140 / 式
		スクリーン	1,040 / 式
		金屏風	1,040 / 双
		平台	310 / 台
		紗幕（黒）	520 / 式
		地絨（黒）	520 / 式
		指揮者台・指揮者用譜面台	100 / 台
		譜面台	100 / 台
		毛氈（緋）	100 / 枚
		高座用座布団（赤・紫）	100 / 枚
		長座布団（赤）	100 / 枚
		国旗・雲南市旗	100 / 枚
		人形立て	100 / 台
		バレエマット	830 / 枚
		パンチカーペット	830 / 式
		布ケコミ	100 / 枚
		テーブル（5卓目以降）	50 / 卓
		パイプ椅子（11脚目以降）	50 / 脚
		照明関係	大ホール基本照明 A
	大ホール基本照明 B（音響反射板）		4,190 / 式
	フォロースポット		1,040 / 台
	エフェクトマシーン		310 / 台
	音響関係	大ホール基本音響設備 A	6,280 / 式

			式
		大ホール基本音響設備 B	4,190 / 式
		仮設音響調整卓	1,040 / 式
		仮設ステージスピーカ	2,090 / 式
		DAT レコーダー (2台目以降)	410 / 台
		CD プレイヤー (2台目以降)	410 / 台
		MD プレイヤー (2台目以降)	410 / 台
		カセットレコーダー (2台目以降)	410 / 台
		ダイナミックマイク (規定数以降)	310 / 本
		コンデンサマイク (規定数以降)	410 / 本
		ワイヤレスマイク (規定数以降)	520 / 本
		モニタースピーカ (3台目以降)	210 / 台
	楽器	ピアノ (スタンウェイ)	6,280 / 台
		マリンバ	2,090 / 台
		シロフォン	520 / 台
		グロッケン	210 / 台
		ビブラフォン	520 / 台
		ティンパニ	210 / 台
		バスドラム	210 / 台
		スネアドラム	210 / 台
		シンバル	100 / 台
		ボンゴ	100 / 台
		コンガ	210 / 台
		ウィンドチャイム	100 / 台
		オーケストラチャイム	520 / 台
		ドラムセット	520 / 台
		エレクトーン	1,040 / 台
リハ室		アップライトピアノ	210 / 台
第1会議室		アップライトピアノ	210 / 台
スタジオ		マイク	210 / 本
303		音響セット	520 / 式

	ドラムセット	310/式
	シールドケーブル	50/本
	楽器アンプ	100/台
ふれあい	ダイナミックマイク（規定数以降）	310/本
ホール	コンデンサマイク（規定数以降）	410/本
	ワイヤレスマイク（規定数以降）	520/本
	レクチャーアンプ	520/台
	ピアノ（ヤマハ）	1,040/台
	展示パネル	100/枚
	パネル用ライト	100/台
	スタンドライト	210/台
その他	式典用白布	520/m
	白布（紙製）	310/m
	拡大コピー（1色）	210/m
	拡大コピー（4色）	2,090/m
	コピー（1色）	20/枚
	コピー（カラー）	100/枚
	ゴミ袋	50/枚
	ポータブルマイク	520/台
	シャワー設備	520/式
	洗濯機・乾燥機	520/式
	持ち込み機材電気料	別途

※大ホール基本照明設備に作業灯は含まない

※大ホール基本音響設備 A：マイク 5 本以上 8 本以下

※大ホール基本音響設備 B：マイク 4 本以下

※ふれあいホールの音響設備：マイク 2 本以下

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の雲南市加茂文化ホール条例施行規則第 7 条に規定する利用料は、平成 31 年 10 月分以後の利用料について適用し、平成 31 年 9 月分までの利用料については、なお従前の例による。